

専業主婦のいる世帯は税金や 社会保険料が優遇されているの？

金融調査部 研究員 是枝 俊悟

-今回の数字-

年間最大 61 万 2,000 円

(何の数字であるかは、後ほど紹介します)

年間最大 61 万 2,000 円という数字を見て、専業主婦のいる世帯は年間最大 61 万 2,000 円もトクをしているのか、と思った人もいるかもしれません。しかし、実態はその逆なのです。同じ世帯年収（1,000 万円の場合）の場合で、共働きの世帯は、専業主婦のいる世帯よりも、最大年間 61 万 2,000 円、可処分所得が多い（＝税・社会保障の負担が少ない）というのが今回紹介する数字です。

なお、税や社会保障制度には原則として男女の区別はありません。夫が働き妻が専業主婦となる世帯でも、妻が働き夫が専業主夫となる世帯でも、同じ世帯年収であれば原則として同じ税金、同じ社会保険料です¹。以後、夫婦のうち一方が働く世帯を「片働き世帯」と言います。

配偶者控除を受けられるから、同じ世帯年収なら共働き世帯より片働き世帯の方が税負担が少なくなるのでは？ と思った方もいるかもしれません。ですが、実は配偶者控除の有無よりも税率の差のほうが税額に与える影響は大きいのです。

日本の所得税は個人単位の累進課税であり、個人単位で所得が多い人に対して高い税率が課されるしくみです。

年収 1,000 万円を稼ぐビジネスパーソンは、日本の中の上位所得層であり、課される税率は高くなります（追加的な稼ぎに対する所得税率は 20%）。一方で、世帯年収が同じ 1,000 万円であっても、共働きで夫婦それぞれ 500 万円ずつを稼ぐ場合は、個人単位で見れば夫婦のいずれも平均的な所得層ということとなり、税率は低くなります（追加的な稼ぎに対する所得税率は 10%）。

¹ 例えば、配偶者控除や社会保険の扶養扱いは専業主夫のいる世帯でも受けることができます。ただし、寡婦控除（寡夫控除）や寡婦年金など一部には男女で適用要件の異なる制度も残っています。

さらに、児童手当の所得制限も夫婦の所得の合計額ではなく、夫婦のうち多いほうの金額だけで判定されます。

こうした要因を考慮して同じ世帯年収 1,000 万円の 4 人世帯の可処分所得を比べてみると、片働きと共働きで最大 61 万 2,000 円もの差が開くのです。

所得税の課税単位は大きく分けて個人単位・世帯単位の二つの方式があり、英国、韓国などは日本と同様の個人単位ですが、米国、ドイツ、フランスなどは（実質的に）世帯単位を採用しています。

世帯単位の課税方式では、共働きでも片働きでも世帯年収が同じなら税額も原則同じです。一方で、個人単位の課税方式では、同じ世帯年収なら、片働きより共働きの方が、共働きでも夫婦の年収がより均衡している方が税負担が減るしくみになっています。

「女性の活躍」が政策目標として掲げられる今、日本の税や社会保障制度のこうしたしくみはもっと周知されるべきだと思います。

今回の数字—年間最大 61 万 2,000 円
働き方の違いによる可処分所得の差
世帯年収が 1,000 万円の夫婦と子ども 2 人（3 歳以上中学生以下）の 4 人世帯における「片働き世帯」と「共働き世帯」の可処分所得の差（2013 年時点）
（出所）法令をもとに大和総研試算

もう少し学びたい人へ

◆共働き世帯の税負担が少なくなるしくみをもっと詳しく知りたい

→花輪陽子・是枝俊悟『大増税時代を生き抜く共働きラクラク家計術』（朝日新聞出版、2012 年 11 月）

<http://www.dir.co.jp/publicity/edit/book/20121113.html>

※本稿は、「週刊ダイヤモンド」2013 年 11 月 2 日号、24 ページへの寄稿を再構成したものです。

（次回は、9 月 1 日に掲載します）

以上